

## 『ゆっくり山梨に滞在がお得！中央道のんびりパス』利用約款

### (通則)

第1条 本約款は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する別表1に定める各プラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

### (定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

### (対象車両)

第3条 本プランは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じです。）が対象です。

### (実施期間等)

第4条 本プランの実施期間は、令和8年4月4日（土）から令和9年3月28日（日）までとします。その間のうち申込時に登録を行う利用開始日から別表1に定める利用期間（プラン毎に別表1に定める期間において利用開始日の0時から利用終了日（当該利用可能期間の最終日を利用終了日とします）の24時まで。ただし、利用開始日当日にお申込みの場合には、お申込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を利用可能期間とします。

ただし、当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします）を含んだ利用可能期間のお申込みはできません。

- 2 利用可能期間以外の日に通じた場合は、通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金。以下同じ。）をお支払いいただきます。
- 3 往路通行（第8条第1項第一号に定める「往路通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、目的地エリア（同項第一号に定める「目的地エリア」をいいます。）内の出口インターチェンジの通過日時をもって行い、復路通行（同項第二号に定める「復路通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、目的地エリア内の入口インターチェンジの通過日時をもって行います。ただし、利用可能期間に入口インターチェンジを流入し、利用終了日の翌日以降に出口インターチェンジを流出

する往路通行を行う場合は、発着エリア（同項第一号に定める「発着エリア」をいいます。）内の入口インターチェンジの通過日時をもって通行日時の判定を行います。

#### （申込方法等）

- 第5条 本プランは、当社公式WEBサイトから本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前までにお申込みください。なお、お申込み時に速旅の会員登録が必要となります（ただし、既に会員登録済みの場合は不要です。）。
- 2 次の各号を満たさない場合は、本プランのお申込みを無効とし、第8条に規定する区間を走行した場合においても、本プランの対象となりません。
- 一 本プランのご利用時に有効なETCカードを登録していること。
  - 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
  - 三 申込時に登録されたETCカードの名義が本プラン申込者と同一であること。
- 3 当社が実施する他のドライブプランと利用日が同一日のお申込みはできません。同一日のお申込みをした場合は、第15条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しないドライブプランが適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。
- 4 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申込みいただけません。

#### （受付番号等）

- 第6条 当社は、申込者が本プランの申込みを完了したときには、申込者が速旅の会員登録時に登録したメールアドレスへ受付番号等を通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込みを有効とします。
- 2 受付番号等は、原則として再通知しません。ただし、申込者本人からの照会があり、当社の定める確認方法により本人確認ができた場合にはこの限りではありません。
- 3 ETCカードの利用の可否は発行カード会社又は6会社の定めによりますので、本約款に基づく本プランの受付は、お申込みされたETCカードの高速道路における利用を保証するものではありません。

#### （受付内容の変更）

- 第7条 本プランの受付を完了した後は、次項に定める項目を除き、受付内容についての変更はできません。受付内容について変更が必要な場合は、第15条第1項に定める解約を行ったうえで、再度第5条に基づき申込手続を行ってください。
- 2 申込時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から変更することができます。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続が完了した場合に限り有効です。

#### （利用可能な区間）

第8条 本プランの対象となる通行は、利用可能期間内における一号及び第二号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

- 一 発着エリア（別表2に定める対象インターチェンジをいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、目的地エリア（別表3に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（以下「往路通行」といいます。）。
  - 二 目的地エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（以下「復路通行」といいます。）。
  - 三 前2号において、高速道路の通行止めに伴い、やむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。
- 2 往路通行又は復路通行において、発着エリア内のいずれかのインターチェンジで一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。ただし、高速道路の通行止めに伴い、やむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合はこの限りではありません。
- 一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリアで一旦流出後同エリアから再流入しない場合には、その後の通行は一切本プランの対象となりません。
  - 二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。
- 3 前2項における通行において、通行途中に本線料金所（E20 中央自動車道八王子本線料金所を除く）又はジャンクション部料金所を通過した場合は、当該料金所の通過をもってインターチェンジの流入及び流出となります。

#### （利用の開始及び終了）

第9条 本プランは、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も本プランの対象となりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、復路通行が完了する前に利用可能期間が満了した場合であっても、利用可能期間内に目的地エリア内の入口インターチェンジを通過した復路通行について、利用終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出したときは、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。

#### （利用方法）

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、申込時に登録した車種に属する自動車で通行してください。登録した車種より上位の車種で通行した場合は、第14条第1項第二号に該当するため本プランの適用対象外となります。登録した車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録した車種にかかる本プラン料金の支払いを受けません。

- 2 料金所においては、申込時に登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T CゲートをE T C無線通信により通行してください。登録したE T Cカード以外の支払手段を利用される場合には、第14条第1項第一号に該当するため本プランの適用対象外となります。
- 3 入口料金所のE T Cレーンが点検等の閉鎖によりご利用いただけなかった場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡しのうえ、本プランの適用をお申し出ください。料金精算機をご利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート IC をご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
- 4 出口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員にお申し込み時に登録したE T Cカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。料金精算機をご利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマート IC をご利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
- 5 E T C専用料金所の入口または出口をご利用の場合は『E T C/サポート』または『サポート』と表示されたレーン（以下「サポートレーン」といいます。）を通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。

#### （料金及び請求）

第11条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

- 2 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括で請求いたします。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器の表示、E T C車載器の料金表示及び音声案内並びに「E T C利用照会サービス」等の料金表示は通常料金となりますが、本プランの対象となる通行については請求時には本プランの料金のみをいただきます。
- 3 クレジットカード会社又はE T Cパーソナルカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本プランの対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された本プランの対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に本プランの料金の明細が表示されます。
- 4 E T Cパーソナルカードは、お支払の滞りでないご利用金額の合計額（以下、「未払債務の合計額」といいます。）が、「E T Cパーソナルカード 利用規約」に定めるカードの利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 5 前項の未払債務の合計額については、本プランの料金が適用される通行であっても、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金（E T C時間帯割引が適用される場合、E T C時間帯割引適用後の料金。）で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

#### （E T Cマイレージサービスの特別ポイントの付与）

第12条 本プランを申し込み、第8条第1項に定める通行を行った場合、E T Cマイレージサービスの特別ポイントを、別表4に基づき、追加で付与するものとします。ただし、往路通行のみで復路通行を行わない場合には、特別ポイントは付与しません。

2 前項に定める特別ポイントは、本プランの利用のあった月の翌々月20日までに付与します。

#### (他の割引との適用関係)

第13条 ETCマイレージサービスについては、本プランの料金に対し、ETCマイレージサービスのマイレージポイントを付与します。

2 ETCマイレージサービス以外の割引は、本プランと重複して適用されません（本プランの料金の額には、ETC時間帯割引、障害者割引は適用されません。）。

3 申込時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から本プランの料金を引き去ります。還元額をすべて引き去っても本プランの料金に残額があるときは、当該残額を申込時に登録したETCカードでお支払いいただきます。

4 ETCマイレージサービスの還元額による本プランの料金の支払にはマイレージポイントは付きません。

#### (適用対象外及び無効)

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは本プランの適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申込時に登録していただいたETCカード以外のETCカードを利用したとき

二 申込時に登録した車種より上位の車種で通行したとき

三 第4条第3項に基づく通行日時の判定が利用可能期間以外となるとき

四 復路通行において、利用可能期間に入口インターチェンジを流入し、利用終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき

五 往路通行又は復路通行以外の通行を行ったとき（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で通行の中断を余儀なくされた場合の中断前後の通行を除きます。）

六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路を走行したとき

七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行

八 本プランが最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プランのお申込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

一 車両の情報が正しくセットアップされたETC車載器が取り付けられていない車両で通行されたとき。

二 申込時に登録していただいた1枚のETCカードを第4条第1項に規定する利用可能期間中に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用されたとき。

#### (解約等)

第15条 本プランの申込者は、申込時に登録を行う利用開始日における最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、速旅会員専用マイページ（<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>）から本プランを解約することができます。

- 2 前項に基づく解約が行われない場合でも、利用可能期間内に往路通行を行わなかった場合（前条第1項により往路通行が適用対象外となった場合を含みます。）には、申込時に遡って解約されたものとし、本プランの料金はお支払いいただきません。
- 3 利用可能期間内に往路通行を行った場合、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。実際に通行した区間の通行料金の合計が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

#### **（個人情報保護）**

第16条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

#### **（免責事項）**

第17条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が被った被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 雪による通行規制（チェーン規制）により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

#### **（約款の変更）**

第18条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

令和8年3月17日 中日本高速道路株式会社

**別表1：料金及び利用期間**（金額は本プランのご利用1回あたりの料金。ICはインターチェンジを指します）

目的地エリア	発着エリア	利用期間	普通車	軽自動車等
A 上野原 プラン	①高井戸～府中スマート IC	連続する 最大2日間	3,020円	2,520円
	②国立府中		2,170円	1,800円
	③八王子		1,450円	1,220円
B 河口湖/勝沼～談合坂スマート プラン	①高井戸～府中スマート IC	連続する 最大2日間	5,100円	4,170円
	②国立府中		4,220円	3,450円
	③八王子		3,520円	2,870円
C 甲府昭和～一宮御坂プラン	①高井戸～府中スマート IC	連続する 最大2日間	6,000円	4,900円
	②国立府中		5,150円	4,170円
	③八王子		4,420円	3,600円
D 小淵沢～葦崎 プラン	①高井戸～府中スマート IC	連続する 最大2日間	7,400円	6,020円
	②国立府中		6,420円	5,200円
	③八王子		5,820円	4,720円
E 六郷～白根・双葉スマート プラン	①高井戸～府中スマート IC	連続する 最大2日間	7,270円	5,920円
	②国立府中		6,300円	5,100円
	③八王子		5,700円	4,620円

**別表2：発着エリア**（ICはインターチェンジを指します）

発着エリア	対象インターチェンジ
①高井戸～府中スマート	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC
②国立府中	国立府中 IC
③八王子	八王子 IC

※1 往路・復路とも首都高速道路から連続してご利用可能ですが、別途首都高速道路の通行料金が必要です。

別表 3：目的地エリア（IC はインターチェンジを指します）

目的地エリア	対象インターチェンジ
A 上野原 プラン	上野原 IC
B 河口湖/勝沼～談合坂 スマート プラン	談合坂スマート IC、大月 IC、都留 IC、富士吉田西桂スマート IC、河口湖 IC、勝沼 IC
C 甲府昭和～一宮御坂 プラン	一宮御坂 IC、笛吹八代スマート IC、甲府南 IC、甲府昭和 IC
D 小淵沢～韮崎 プラン	韮崎 IC、須玉 IC、長坂 IC、小淵沢 IC
E 六郷～白根・双葉スマ ート プラン	六郷 IC、増穂 IC、南アルプス IC、白根 IC、双葉スマート IC

別表 4：マイレージ特別ポイント追加付与

復路入口 I C の通過時間	マイレージポイントの追加付与率
0 時～13 時	販売価格の 20%
13 時～19 時	追加付与無し
19 時～24 時	販売価格の 35%